

特別研究員 各位

独立行政法人日本学術振興会

理事長 里見 進

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別研究員の採用期間の取扱いについて（通知）

日本学術振興会は、採用となった特別研究員（SPD、PD、RPD、DC1、DC2）に対して申請書の研究計画（3年間又は2年間）に基づく研究に専念することを義務付けるとともに、研究奨励金を支給しています。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の影響による日々の研究活動への様々な支障等を考慮し、特別研究員が希望する場合には、下記のとおり採用期間の中断（以下、「採用中断」という。）及び延長を可能とする取扱いをすることとしましたので、お知らせいたします。

また、大学において在学期間の延長の措置がとられる場合における特別研究員（DC1、DC2）の採用期間の延長希望に柔軟に対応すべく、下記のとおり特例取扱いを設けることとしました。令和2年度に採用期間が終了する特別研究員（DC1、DC2）は、本特例取扱いの内容を十分にご確認いただき、特例取扱いを希望される場合は必要な手続きを行ってください。

なお、十分な研究活動が困難な状況にあっても、今後の研究計画の遂行状況を考慮し、本通知における取扱いを活用した採用期間の延長を希望されない場合は、特に手続きを行う必要はありません。

記

1 採用期間の中断及び延長について

(1) 対象者

特別研究員であって新型コロナウイルス感染症の影響により研究活動に支障が出たために、採用期間の中断及び延長を希望する者を対象とします。

(2) 中断及び延長できる回数、期間

原則として、一回とします。

採用中断の開始日は、令和2年4月～令和3年3月までのうち、新型コロナウイルス感染症の影響により研究活動に支障が出た月の初めからとし、一ヶ月単位で承認することとします（採用中断の開始日を申請時点より遡って申請することも認めます。）。中断した月数について、採用期間を延長します。

なお、本取扱いによる採用中断期間は、原則として通算12ヶ月を上限とします。

(3) 研究再開準備支援

本格的な研究再開に向け短時間の研究継続を希望する者は、採用中断の期間内において全部又は一部の期間について研究再開準備支援の扱いを受ける事ができ、申請の際は支援期間を2ヶ月単位で申請し、承認された月数の2分の1の期間につき、採用期間を延長します。

(4) 研究専念義務及び資格

採用中断中は、特別研究員としての研究計画に基づく研究専念義務を免除しますが、当該年度の全ての期間において採用を中断した場合を除き、研究報告書は従来どおり提出して頂きます。また、採用中断中も、研究活動を制限するものではありません。

なお、採用中断中であっても特別研究員としての資格は継続します。

(5) 特別研究員（DC 1、DC 2）が休学した場合の取扱い

特別研究員（DC 1、DC 2）については、大学院博士課程を休学した場合は、特別研究員の資格を喪失することとなっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響による研究活動への支障を理由とした特別研究員の採用中断中に限っては、大学院博士課程を休学した場合でも、特別研究員の資格は継続することとします。

(6) 研究奨励金の取扱い

採用中断中は、研究奨励金の支給を中断します。採用期間を再開した月から研究奨励金の支給を再開します。（採用中断を遡って申請した場合、既に支払われた採用中断中の研究奨励金の返還の取扱いについては、別途通知します。）

延長期間に支給する研究奨励金の額は、延長期間において適用される額となります。

なお、研究再開準備支援の期間については、研究奨励金月額半額を支給します。

(7) 手続き

「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別研究員採用中断願」（別記様式 1-1）に必要事項を記載し、中断開始日の1ヶ月前までに受入機関の事務局を経由して本会までご提出下さい。なお、提出にあたり、大学の入構制限等により、受入機関の機関長印や受入研究者印（自署も可）を入手することが困難な場合には、機関長印や受入研究者印が押された書類をPDFファイルに変換し、受入機関の事務局より本会まで電子メールにて提出することも可能とします。また、採用を再開する際には「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特別研究員採用中断再開願」（別記様式 1-2）の提出が必要となりますので、中断願と同様の手続きにより再開日の1ヶ月前までにご提出頂くこととなります。（採用中断を遡って申請する場合の申請時期等については、別途通知します。）

2 令和2年度に採用期間が終了する特別研究員（DC 1、DC 2）の特例取扱い

今回の特例取扱いは、新型コロナウイルス感染症の影響による研究活動への様々な支障等が生じるなどの事情を踏まえ、特別研究員（DC 1、DC 2）の希望に基づき、採用期間の延長を可能にするための措置です。

(1) 対象者

本通知では、令和2年度に採用期間が終了する予定の特別研究員（DC 1、DC 2）のうち、前述の特例措置を希望する者を対象とします。

採用中断後の延長期間を超えて延長を希望する場合についても対象となります。

(2) 延長可能な採用期間

希望を踏まえ延長できる採用期間は、特別研究員の採用終了時点から新型コロナウイルス感染症の影響により、大学が延長を認める在学期間（原則最大6か月）とします。また、研究計画の進行状況

等を踏まえ、延長できる採用期間は1ヶ月単位で設定することができます。

(3) 研究専念義務及び資格

本通知による延長後の採用期間についても、特別研究員（DC1、DC2）としての資格を有し研究計画に基づく研究専念義務がありますので、研究報告書は従来どおり提出してください。

ただし、延長後の採用期間中は、「令和2年度日本学術振興会特別研究遵守事項および諸手続きの手引」に記載の「報酬受給の制限」の規定は適用しないこととします。

(4) 研究奨励金の取扱い

延長前の採用期間（3年間又は2年間）において、当初予定された研究奨励金の支給は完了します。

なお、令和3年度予算において財務状況が許せば採用延長期間の研究奨励金についても、別途追加支給を検討します。

(5) 手続き

採用期間の延長を希望する特別研究員（DC1、DC2）は、採用が終了する日の1ヶ月前までに「新型コロナウイルス感染症の影響による採用期間の延長願」（別記様式2）を受入機関の事務局を経由して提出してください。その際、受入研究者及び受入機関の部局長の承認が必要になりますので、ご注意ください。

なお、上記1(7)と同様、受入機関の事務局が本会まで電子メールにて提出することも可能とします。

3 その他

(1) 特別研究員が採用期間を延長する際の注意事項

採用延長期間中に博士の学位を取得した場合、学位取得等に伴う資格変更の手続きが必要になります。「令和2年度特別研究員遵守事項および諸手続きの手引」に記載の「Ⅲ-6. 採用後の学位取得等による資格の変更（DCからPDへの資格変更）」についてを確認ください。

(2) 科学研究費助成事業（科研費）「特別研究員奨励費」の取扱い

採用期間の延長に際し、特別研究員が交付を受けている「特別研究員奨励費」について、繰越し手続きが必要となった場合には、科学研究費助成事業で定める所定の手続きを行ってください。手続きを行い繰越しが認められた場合には、本通知による延長後の採用期間において「特別研究員奨励費」による研究活動を行うことが可能となります。

なお、採用延長期間分については、別途新たに「特別研究員奨励費」に応募することはできません。

本取扱いに関しご不明な点などは、本件照会先までお問い合わせ下さい。

【本件照会先】

〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-3-1 麹町ビジネスセンター
独立行政法人日本学術振興会 人材育成事業部 研究者養成課
e-mail: yousei3@jsps.go.jp TEL:03-3263-4998

新型コロナウイルス感染症の影響 に伴う特別研究員採用中断願

採用年度	
資格	<input type="checkbox"/> SPD <input type="checkbox"/> PD <input type="checkbox"/> RPD <input type="checkbox"/> DC2 <input type="checkbox"/> DC1
書面合議・面接審査区分	
受付番号	

令和 年 月 日

独立行政法人日本学術振興会理事長 殿

フリガナ

登録名

印

下記のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響による「採用中断」を希望しますので承認願います。

記

1. 中断期間：令和 年 月 ～ 令和 年 月（ ヶ月間）
2. 研究再開準備支援：令和 年 月 ～ 令和 年 月（ ヶ月間）※1参照
3. 研究計画が遅れた理由（1の中断期間とした理由）（注）具体的な理由を簡潔に記入してください。

--

4. 中断中の連絡先（住所は国内に限る）

〒

Tel:

E-mail:

上記のとおり特別研究員が採用を一時中断することを承諾いたします。

受入研究者

所属機関・部局・職名・氏名：

印

上記のとおり願い出がありましたので、よろしくお取り計らい願います。

令和 年 月 日

部局長 *研究機関長でも可

所属機関・職名・氏名：

職印

※1 採用中断の期間内において全部又は一部の期間について研究再開準備支援の扱いを受ける事ができます。申請の際は支援期間を2ヶ月単位で申請し、承認された月数の2分の1の期間につき、採用期間を延長します。

※2 特別研究員本人及び受入研究者の氏名欄は、自署の場合は押印を省略できます（自署以外は押印ください）。

※3 部局長は、受入研究者の所属部局の長になります。

※4 機関長印や受入研究者印が押された書類を PDF ファイルに変換し、受入機関の事務局より本会まで電子メールにて提出することも可能とします。

※5 科研費（特別研究員奨励費およびその他研究種目）の交付を受けている場合は、別途手続きが必要となりますので、予め受入研究機関の事務局に確認してください。

新型コロナウイルス感染症の影響 に伴う特別研究員採用中断再開願

採用年度	
資格	<input type="checkbox"/> SPD <input type="checkbox"/> PD <input type="checkbox"/> RPD <input type="checkbox"/> DC2 <input type="checkbox"/> DC1
審査会議・面接審査区分	
受付番号	

令和 年 月 日

独立行政法人日本学術振興会理事長 殿

フリガナ

登録名

印

下記のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響による「採用中断再開」を希望しますので承認願います。

記

1. 再開日：令和 年 月 日

上記のとおり特別研究員の採用を再開することを承諾いたします。

受入研究者

所属機関・部局・職名・氏名：

印

上記のとおり願い出がありましたので、よろしくお取り計らい願います。

令和 年 月 日

部局長 *研究機関長でも可

所属機関・職名・氏名：

職印

※1 特別研究員本人及び受入研究者の氏名欄は、自署の場合は押印を省略できます（自署以外は押印ください）。

※2 部局長は、受入研究者の所属部局の長になります。

※3 機関長印や受入研究者印が押された書類を PDF ファイルに変換し、受入機関の事務局より本会まで電子メールにて提出することも可能とします。

新型コロナウイルス感染症の影響 による採用期間の延長願

採用年度	
資格	<input type="checkbox"/> DC2 <input type="checkbox"/> DC1
書面合議・面接審査区分	
受付番号	

令和 年 月 日

独立行政法人日本学術振興会理事長 殿

フリガナ

登録名

印

下記のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響による「採用期間の延長」を希望しますので承認願います。

記

1. 当初の採用終了日：令和 年 月 日
2. 延長後の採用終了日：令和 年 月 日
3. 研究計画が遅れた理由（2の延長後の採用終了日とした理由）(注) 具体的な理由を簡潔に記入してください。

上記のとおり特別研究員が採用期間を延長することを承諾します。

受入研究者

所属機関・部局・職名・氏名：

印

上記のとおり願い出がありましたので、よろしくお取り計らい願います。

令和 年 月 日

部局長 *研究機関長でも可

所属機関・職名・氏名：

職印

※1 延長できる採用期間は、特別研究員の採用終了時点から新型コロナウイルス感染症の影響により、大学が延長を認める在学期間（原則最大6か月）とし、1ヶ月単位で設定することができます。

※2 特別研究員本人及び受入研究者の氏名欄は、自署の場合は押印を省略できます（自署以外は押印ください）。

※3 部局長は、受入研究者の所属部局の長になります。

※4 機関長印や受入研究者印が押された書類を PDF ファイルに変換し、受入機関の事務局より本会まで電子メールにて提出することも可能とします。

※5 科研費（特別研究員奨励費およびその他研究種目）の交付を受けている場合は、別途手続きが必要となりますので、予め受入研究機関の事務局に確認してください。

新型コロナウイルスの影響により研究活動に支障が出ているのか？

YES

NO

博士課程の最終年次に在籍しているのか？
(DC1、DC2の採用期間が令和2年度に終了するのか？)

YES

NO

特別研究員の採用期間を中断するのか？

(大学が在学期間延長を認める場合、) 在学期間を延長するのか？

特別研究員の採用期間を中断、かつ大学が認める在学期間の延長をするのか？

いずれも
NO

特別研究員の採用期間を中断するのか？

YES

YES

YES

YES

NO

採用の中断及び延長 (通知1)

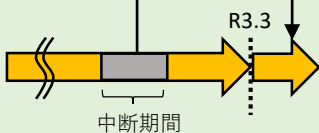
【採用期間】

特別研究員の採用中断期間分、採用期間が延長。

【研究奨励金】

特別研究員の採用中断中は支給を中断し、採用再開後に支給を再開する。

[参考]



大学が認める在学期間の延長 (通知2)

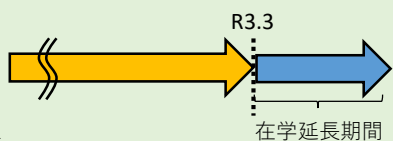
【採用期間】

大学が延長を認める在学期間までの延長が可能。

【研究奨励金】

延長前の採用期間で支給が完了する。
(令和3年度予算において財務状況が許せば、大学が延長を認める在学期間までの追加支給を検討)

[参考]



(通知1+2)

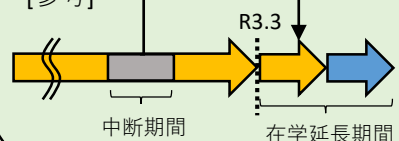
【採用期間】

特別研究員の採用中断期間分の採用期間の延長に加え、大学が延長を認める在学期間までの延長が可能。

【研究奨励金】

特別研究員の採用中断中は支給を中断し、採用再開後に支給を再開する。中断期間分の延長期間で支給が完了する。
(令和3年度予算において財務状況が許せば、大学が延長を認める在学期間までの追加支給を検討)

[参考]



特段の措置なし

【採用期間】

当初の予定通り執行。

【研究奨励金】

当初の予定通り執行。

[参考]

<黄色矢印>
研究奨励金を支給する期間

